

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

平成 26 年 3 月 12 日 平成 25 年度第 8 回理事会決定

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)は、羽村市におけるスポーツの普及振興という高い公益性と社会性を持った組織であり、スポーツに関するルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁を受け入れ、紛争の解決を図っていくこととする。

第 1 協会または加盟団体におけるスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争については、公平中立で独立の地位を有する仲裁人により公正かつ迅速な解決を図っていくこととする。

第 2 協会または加盟団体におけるスポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

付 則

この規程は、平成 26 年 3 月 12 日から適用する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成 15 年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関

スポーツ基本法第 5 条(スポーツ団体の努力)

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念に則り、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが順守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。